

野生きのこの流通、販売に係る御協力をお願い

富士吉田市、鳴沢村、富士河口湖町の3市町村で採取された野生きのこからは、食品衛生法で定められた基準値（100ベクレル/kg）を超える放射性物質が検出されております。このため、国の原子力災害対策本部から県に対し、関係自治体及び関係事業者等に出荷の自粛を要請するよう指示が出され、現在も継続しております。

つきましては、野生きのこの流通、販売に係る皆様に、以下の点について御協力いただけますよう、お願い致します。

○ 野生きのこの入荷時には、産地を確認し、

出荷制限区域の野生きのこは取り扱わないこと

※ 山梨県内の3市町村（富士吉田市、鳴沢村、富士河口湖町）以外にも、他県で野生きのこの出荷制限等の措置がとられている市町村がありますので、御注意下さい。詳細は別紙「野生きのこの出荷制限の措置状況」を御参照下さい。

○ 出荷制限区域以外で採取された野生きのこを販売する場合は、

産地の市町村名等を表示すること

○ 野生きのこの入荷先等の記録を保存すること

※ なお、出荷制限等に係る損害賠償請求については、東京電力ホールディングス（株）へお問い合わせ下さい。

福島原子力補償相談室 電話 0120-926-404

【問い合わせ先】 平日：午前8時30分～午後5時15分

山梨県 森林環境部 林業振興課 （電話 055-223-1652）

中北林務環境事務所 森づくり推進課 （電話 0551-23-3088）

峡東林務環境事務所 森づくり推進課 （電話 0553-20-2721）

峡南林務環境事務所 森づくり推進課 （電話 055-240-4167）

富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課 （電話 0554-45-7884）

野生きのこの出荷制限の措置状況（令和8年8月3日現在）

○出荷制限12県130市町村

＜青森県＞

【出荷制限】4市町 青森市、十和田市、鱒ヶ沢町、階上町、

◎ ただし、青森市のナラタケ・ムキタケ・クリタケ・ハタケシメジ、十和田市のナラタケ・ブナハリタケ・ムキタケ・ナメコ・クリタケ、鱒ヶ沢町のナラタケ・ムキタケ・ハタケシメジ・ムラサキシメジ、階上町のナラタケ・クリタケ・クリタケモドキは除く

＜岩手県＞

【出荷制限】9市町

大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町

＜宮城県＞

【出荷制限】7市町

仙台市、登米市、村田町、南三陸町、気仙沼市、栗原市、大崎市

◎ ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される、気仙沼市のマツタケ、栗原市・大崎市のナメコ・ナラタケ・ムキタケ・クリタケを除く

＜福島県＞

【出荷制限】55市町村

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯舘村

◎ ただし、県の定める出荷・検査方針※1に基づき管理されるマツタケ、ナメコ、ナラタケ、ムキタケ、クリタケ及びマイタケを除く。

会津若松市(ムキタケ、クリタケ、県の定める出荷・検査方針※1に基づき管理されるマツタケ、ナメコ、ナラタケ及びマイタケを除く。)

北塩原村(クリタケ、県の定める出荷・検査方針※1に基づき管理されるマツタケ、ナメコ、ナラタケ、ムキタケ及びマイタケを除く。)

西会津町(マイタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、ナラタケ、県の定める出荷・検査方針※1に基づき管理されるマツタケを除く。)

会津美里町(ナメコ、ムキタケ、県の定める出荷・検査方針※1に基づき管理されるマツタケ、ナラタケ、クリタケ及びマイタケを除く。)

只見町(ナラタケ、ブナハリタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケ、マツタケを除く。)

柳津町(マイタケ、県の定める出荷・検査方針※1に基づき管理されるマツタケ、ナメコ、ナラタケ、ムキタケ及びクリタケを除く。)

三島町(マイタケ、県の定める出荷・検査方針※1に基づき管理されるマツタケ、ナメコ、ナラタケ、ムキタケ及びクリタケを除く。)

昭和村(ムキタケ、マイタケ、クリタケ、ナメコ、県の定める出荷・検査方針※1に基づき管理されるマツタケ及びナラタケを除く。)

下郷町(ムキタケ、県の定める出荷・検査方針※1に基づき管理されるマツタケ、ナメコ、ナラタケ、クリタケ及びマイタケを除く。)

※1 非破壊式放射能測定装置を用いて、スクリーニング検査を行い、スクリーニングレベル以下のものは出荷等が可能。

<山形県>

【出荷制限】 1 市 山形市

<茨城県>

【出荷制限】 1 1 市町

水戸市、日立市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、
茨城町、城里町、大子町

<栃木県>

【出荷制限】 1 2 市町

鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、
益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町

<群馬県>

【出荷制限】 1 2 市町村

沼田市、安中市、みどり市、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、
東吾妻町、片品村、川場村、みなかみ町

<埼玉県>

【出荷制限】 4 町 鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町

<山梨県>

【出荷制限】 3 市町村 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村

<長野県>

【出荷制限】 7 市町村

軽井沢町、御代田町、小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村

◎ ただし、小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村のマツタケは除く

<静岡県>

【出荷制限】 5 市町 富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

※ 最新の情報は、厚生労働省ホームページで御確認下さい。

(ホームページアドレス https://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html)